

経済建設委員会会議録

令和6年3月7日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 12:29

【案件】

1. 議案第2号 令和5年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)
2. 議案第7号 令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和6年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和6年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和6年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
6. 議案第11号 令和6年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
7. 議案第12号 令和6年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
8. 議案第13号 令和6年度飯塚市水道事業会計予算
9. 議案第14号 令和6年度飯塚市工業用水道事業会計予算
10. 議案第15号 令和6年度飯塚市下水道事業会計予算
11. 議案第16号 令和6年度飯塚市立病院事業会計予算
12. 議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例
13. 議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
14. 議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
15. 議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
16. 議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
17. 議案第35号 市道路線の廃止及び認定
18. 議案第36号 市道路線の認定

【所管事務調査】

1. 長崎街道内野宿の観光振興について

【報告事項】

1. ミッドナイトオートレースの開催時間延長について (公営競技事業所)
2. 第2次飯塚市観光振興基本計画【改訂版】(素案)の策定について (商工観光課)
3. 飯塚駅駅舎及び自由通路の整備について (都市計画課)
4. 遠賀川中流域下水道への接続可否の検討について (下水道課)
5. 飯塚市汚水処理構想について (下水道課)
6. 工事請負契約について (契約課)
7. 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について (業務改善・DX推進課)

○委員長

それでは、ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第2号 令和5年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第2号 令和5年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」につきましてご説

明をします。

補正予算資料、予算概要書の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、国の補正予算に伴うものでございます。資本的収入につきましては、企業債及び国庫補助金で2320万円を増額し、総額を13億3563万4千円とし、資本的支出につきましては、施設改良費で2651万円を増額し、総額を20億1202万3千円とするものでございます。内容につきましては、柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事となります。なお、本事業につきましては、翌年度へ繰り越す予定といたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第2号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(意義なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算資料の3ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億7264万5千円とするものでございます。

資料64ページをお願いいたします。令和6年度につきましては、本場での通常開催は、S Gレースを6日、G Iレースを10日、G IIレースを5日、普通開催レースを57日の計78日、ミッドナイトレースは、G IIレース5日を含む85日の合計163日の開催予定で予算を編成しております。場外発売の延べ日数は250日を予定しております。歳入・歳出予算の主なものを説明いたします。

まず、歳入予算について、勝車投票券発売収入213億8093万円は、飯塚オートレース場で開催するミッドナイトレースを含めた全てのレースにおける本場、場外発売及びネット発売での収入見込みを計上しております。令和5年度当初予算と比較いたしまして、1億4572万円の減額となっておりますけれども、これは令和5年度の見込みではございませんけれども、1日平均の売上げが全体的に若干減少していること、また、開催日数で申しますと、規模の大きいG IIレースの開催日数の減少、それからナイターレースの減少が、この減額計上の大きな要因となっております。これにより、令和6年度当初予算における包括的民間委託に伴う収益保証につきましては、6億7043万6千円を見込んでおります。

予算書の361ページをお願いします。小型自動車競走施設整備事業債4億9540万円につきましては、メインスタンド整備事業の財源として起債するものでございます。

次に歳出予算につきましては、予算書の363ページをお願いします。本場開催経費37億113万1千円は、前年と比較いたしまして6461万1千円減額しております。これは主に、インターネット投票売上げの減少に伴う民間サイトへの発売事務委託料が減少しているものでございます。

次に予算書364ページをお願いします。場外発売関係経費につきましては、場間場外の発売日数の増及び他場の専用場外発売所の新設などによりまして、前年度と比較いたしまして、5537万8千円増の3億9083万3千円を計上しております。専用場外発売所関係経費1億6497万2千円につきましては、飯塚市の各発売所における直近の売上げ状況を勘案して、2308万円の減にて算出をしております。包括的民間委託業務費8億3638万円は、前年と比較いたしまして241万1千円の減としております。これは、歳入から当該委託費を除く歳出を引いたもので算出をしております。それから、賞典費、賞金につきましては開催日数の増加に伴い、前年度から3565万4千円の増としております。

次に予算書365ページをお願いします。施設改良基金管理費につきましては、今後の施設改修工事費を見込みまして、施設改良基金積立金として、7千万円を計上しております。施設改善事業費につきましては、メインスタンド整備工事、機器の借上料及び競走会事務所、南休憩所、競走路緩衝柵などの各所改修工事費として、8億5803万5千円を計上しております。

次に予算書の366ページ、公債費につきましては、メインスタンド整備事業に係る市債の償還を行うもので、元金1億7539万4千円、利子1250万1千円をそれぞれ計上しております。予備費につきましては、施設改良基金の積み立てを行うことから、1億995万6千円を計上しております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結します。

採決いたします。「議案第7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をさせていただきます。

予算資料の3ページ、当初予算集計表中ほどになりますけれども、農業集落排水事業をお願いいたします。歳入歳出予算の総額を2834万1千円とするものでございます。その主な内容といたしまして、予算概要書で説明をさせていただきます。67ページをお願いいたします。本事業は、令和4年度より、本市における汚水処理事業を一体的に取り組んでいくため、企業局が事務委任を受け実施しているものでございます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。一般管理費470万4千円は企業局への事務委任負担金等でございます。施設管理費の962万7千円は、施設の維持管理費に係る経費で、主なものとしましては、光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥抜取等委託料などになります。

公債費では、市債償還金として元金で1179万2千円、利子で121万8千円を計上しております。

次に歳入のご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、農業集落排水事業分担金を1件分の17万円。使用料及び手数料で、集落排水処理施設使用料を465万1千円としております。

繰入金では、歳入歳出の収支のバランスをとるために1351万9千円を計上しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。

採決いたします。「議案第8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。

予算書の387ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8991万9千円とするものがございます。その主な内容につきましては事項別明細書にて、歳出からご説明をいたします。

予算書391ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の1437万8千円は、職員2名分の給与等でございます。2目市場管理費の5535万4千円は、市場施設の維持管理に係る経費を計上しております。その主なものとしましては、光熱水費、維持補修費、さらに次の392ページに記載しております各種点検委託料などとなっております。

続きまして、393ページをお願いいたします。2款1項公債費の1億1918万7千円は、市債償還金として計上しております。

次に歳入についてご説明いたします。戻りまして、予算書390ページをお願いいたします。1款1項1目地方卸売市場使用料は6010万9千円を計上しております。2款1項1目一般会計繰入金では9814万7千円を計上して、収支バランスをとっております。4款1項1目雑入の3166万2千円の主なものは、施設使用光熱水費負担金でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきましては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市建設部次長

「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして、補足説明させていただきます。

予算書の403ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ3459万円と定めるものでございます。その内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。

それでは歳出から、ご説明いたします。

407ページをお願いいたします。1款駐車場事業、1項駐車場事業費、1目一般管理費の601万4千円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。前年度予算額との差額337万3千円につきましては、担当職員の年齢が下がりましたことでの減となっております。2目駐車場管理費の2145万9千円につきましては、飯塚市立体駐車場の指定管理委託料などの、駐車場の管理に伴う関係経費を計上いたしており、前年度予算は、令和5年10月1日からインボイス制度の開始に伴う駐車場の精算機の改修費用などを含んでおりましたことで、94万円の減となっております。

次に、408ページをお願いします。2款公債費、1項公債費の611万7千円につきましては、市債償還金の元金と利子を計上したものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。少し戻っていただきまして、406ページをお願いします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料の1873万3千円につきましては、飯塚市立体駐車場の使用料を計上いたしております。駐車場の使用料につきましては、前年度と比較いたしますと511万5千円の増となっております。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類となり、日常生活が正常化となり、社会交流人口の増加による駐車場利用者増を見込んでおります。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金の1585万6千円につきましては、一般会計から繰入金を計上し、収支のバランスをとっております。

以上、簡単でございますが「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。歳出のほうでございますが、予算書の407ページ、一般管理費で337万3千円の減額ということになっておりますが、説明では、職員の方の年齢が下がったことによる減額というふうにお聞きいたしました。人数に変わりはないですか。この点を確認させていただきます。

○都市建設部次長

人数は1人になります。担当職員が、前年度は47歳の職員を充てておりました。今年度、原課のほうに35歳の職員が配置されましたことで、35歳の職員を担当としましたことで、人件費分ということで337万3千円の減額となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。

予算書417ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億847万7千円とするものでございます。詳細につきまして、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

422ページをお願いいたします。第1款第1項工業用地造成事業費として、企業誘致用地不足の解消のため、オートレース場第5駐車場跡地を栗尾工業団地として整備する造成事業費、2億2597万5千円を、筑穂地区にある日鉄鉱業株式会社所有地を、飯塚あかね工業団地として整備する造成事業費、3億7250万2千円を計上いたしております。第2款第1項予備費につきましては、1千万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページ戻っていただき、421ページをお願いいたします。第1款第1項県補助金につきましては、飯塚あかね工業団地整備事業費に対する補助金として1千万円を計上いたしております。第2款第1項一般会計繰入金につきましては、栗尾工業団地及び飯塚あかね工業団地造成事業費、予備費に計上する歳出予算額の不足する額、3億5767万6千円を計上いたしております。第3款第1項繰越金につきましては、1千円を計上いたしております。第4款第1項市債につきましては、2億4080万円を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費をご説明いたします。2ページ戻っていただきまして、419ページをお願いいたします。第1款第1項工業団地造成事業費の飯塚あかね工業団地造成事業費の調査測量設計委託料のうち、基本設計業務分の5536万5千円につきましては、年度内での事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

最後に、地方債をご説明いたします。起債の目的といたしましては、飯塚あかね工業団地造成事業費のために借り入れるものであり、限度額は2億4080万円となっております。起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は4.0%以内となっております。償還の方法といたしましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるとなっております。

以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

本会議場での質疑もあっておりましたけれど、再度確認させていただきますが、まず、鯉田の工業団地ができて企業が張りついてきておりますけれど、今回も栗尾工業団地の造成は、これは2つの区画になると思いますけれど、1区画には岡崎製作所が出てくるということで決まっておりますけれど、もう1つの区画を整備しますけれど、個々に対する引き合いはあっているのか。また、今回あかね工業団地を造成するというふうになっておりますけれど、企業からの引き合いがどのようになってきておるのか。たしか今飯塚市では、工業団地の用地は全て企

業が張りついて、なくなっておりますから、そういうふうに承知しておりますけれど、企業の進出希望とかそういう引き合いがどうなっておるのか、まずお尋ねいたします。

○経済政策推進室長

まず1点目の栗尾工業団地につきまして、1区画につきましては、先日委員会でご報告させていただきました岡崎製作所の誘致について今着実に進んでいるというところでございます。もう1区画につきましても、現在複数の企業から問合せ等があるという状況となっております。それから2点目の全体的なところで申し上げますと、令和5年度につきましては、ある程度、一定数の企業から問合せを受けておまして、そのうち、半導体関連企業ではございませんが、現在3社の企業につきまして、民間の所有地について具体的な誘致活動を行っている。そういった状況でございます。

○道祖委員

今回、あかね工業団地の造成は、日鉄鉱業跡地でありますけれど、鯉田の工業団地造成の際に、炭鉱跡地については、いろいろ造成後に問題が生じるのではないかと、それがために造成については反対だという意見がございました。今回も反対されて、結果としては鯉田工業団地をつくられて、今、企業が張りついておりますけれど、その後、進出してきた企業等々に、土地に絡む浅所陥没とかいろいろな問題が生じますけれど、そういう問題は生じてないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

鯉田工業団地につきましては、平成22年に完成いたしまして、現在までに6社を誘致、完売しております。令和5年8月現在ではございますけれども、雇用人数が406名となっております。立地後につきましては、特に問題等は起こっておりません。

○道祖委員

鯉田の工業団地を造成する際には、土地の所有者と、炭鉱時代の坑道とか炭鉱跡地の利用状況について、いろいろ調査がされて、今の形が出来上がっておりますけれど、あかね工業団地、日鉄鉱業の炭鉱跡地でありますけれど、今、調査費の話もありましたけれど、調査はちゃんとしていかなくはいけませんけれど、企業と、日鉄鉱業のほうですね、所有者のほうとの土地の炭鉱の跡地の状況については、十分打合せ等調査されておるとは思うんですけれど、今度の用地の中にそういう場所が含まれておるのか、浅所陥没の可能性とかそういうところが含まれておるのか。また鯉田の工業団地を造成する際は、そういうところについては調整池ということで、企業の敷地という形ではない開発をされましたけれど、購入しよう、造成しようとしておる土地の中に、よけていかなくはいけない土地がどれぐらいの割合であるのか、答弁できますか。

○経済政策推進室長

まず、炭鉱跡地でございますので全体的に坑道というのは、50メートルよりも深いエリアを含めてあるというふうに認識をしております。私どもは、日鉄鉱業株式会社と秘密保持契約を結びまして、地盤についていろんな情報のほうを開示していただいているという状況の中で、現在委員がおっしゃっていただきました浅所陥没、比較的浅い坑道を起因とする陥没でございますが、これについては全体敷地面積25.2ヘクタール中8.9ヘクタールほどあるということの確認はできております。ここにつきましては、鯉田工業団地の例を参考といたしまして、基本設計の中でいろいろと工夫をしまいたいというふうに考えております。

○道祖委員

少子高齢化で、地元の子どもたちが地元で企業が来て地元で働くことが、やはり望ましいと思っております。特に今、働き方改革とかいろいろ言われておまして、残業等もできないとかいろいろありますから、やはり住んでいるところと働くところが近いほうがやはり理想的だと思っておりますので、ぜひ開発を進めていただきたいと思います。

それで、参考のためにお尋ねいたしますけれど、先ほどのご答弁で、今、例えば栗尾等の土地とか民間の用地については、半導体関連企業からの引き合いではありませんという答弁であったと思いますが、熊本に半導体の企業が進出してきました。県としてもいろいろ取り組んでいこうとしておりますけれど、半導体そのものは水を使ったりするから、熊本等水がきれいなところがいいということを知っておりますけれど、半導体をつくるときに、半導体の、例えばリードフレームとかいろいろ関連製品があると思いますけれど、そういう半導体の関連の企業の誘致は考えられるのでしょうか。

○経済政策推進室長

半導体企業またはその関連する企業についてでございますが、本定例会に関連予算のほうでご議決をいただきましたら、私ども、経済産業省や福岡県との連携の下、小郡インターチェンジをアクセス道路として、北部九州で活況な半導体産業に向けて、特に今おっしゃっていただきました半導体製造装置関連企業の誘致に取り組みたいというふうに考えております。また、福岡空港及び北九州空港から1時間、関西圏には8時間という位置にあるこの立地を生かしまして、半導体を初めとした製品の物流機能の誘致に取り組みたいとも考えております。飯塚市には九州工業大学と近畿大学の2つの理工系大学が立地しております。そのような産学連携の魅力も生かしながら、企業の皆様に選んでいただけるよう、市民の皆様の働く場所づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○道祖委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。併せて取付道路の問題等も生じてくるかと思しますので、工業団地ができたときには、そういうことについても、筑穂の開発の関連もありますので、全体像をどうするかをぜひ今後検討していただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。

採決いたします。「議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算資料の3ページをお願いいたします。当初予算集計表の特別会計の欄の一番下になりますが、汚水処理事業をお願いいたします。歳入歳出予算の総額を2762万4千円とするものでございます。その主な内容につきまして、予算概要書で説明をさせていただきます。予算概要書の71ページをお願いいたします。本事業は、企業局が事務委任を受け実施しているものでございます。まず、歳出からご説明いたします。一般管理費972万7千円は、今後の事業の在り方についての検討費用を含む企業局への事務委任負担金等でございます。施設管理費の1689万7千円は、施設の維持管理に係る経費で主なものは、光熱費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥抜取等委託料などでございます。次に歳出のご説明をさせていただきます。汚

水処理施設使用料につきましては、1434万8千円を計上しております。繰入金につきましては、事務委任の件費に係る一般会計繰入金972万7千円及び財源を調整するため、基金からの繰入金274万6千円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算」について補足説明をいたします。公営企業会計の予算につきましては、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。補足資料を作成しておりますので、この資料に沿ってご説明をさせていただきます。

資料1「令和6年度飯塚市水道事業会計予算」をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。まず、公営企業の各会計に共通します予算の仕組みにつきまして、3つの財布という例で説明をさせていただきます。まず第1の財布は、収益的収支（維持管理費用）となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出としましては、水道事業では水をつくる工程でかかる費用、施設の維持管理の経費、起債をした際の利息がこの第1の財布から支払われます。第2の財布が資本的収支（投資費用）となります。収入として企業債や、一般会計からの補助金等があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還をこの第2の財布で賄うものとなります。第3の財布は内部留保資金等になります。未処分利益剰余金や内部留保資金等を貯めておく財布となります。この第3の財布は第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。いわゆる貯金のような性質があり、第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができないことになります。

続きまして、3ページをお願いいたします。水道事業の推移でございますが、令和4年度までは決算値を、令和5年度は決算見込みで表示をさせていただいております。令和6年度の業務予定量は給水戸数6万274戸、年間総給水量1213万274立方メートルとしております。次に収支の状況についてご説明をいたします。

4ページをお願いいたします。この資料の金額は概算になりますので、ご了承ください。収益的収支（第1の財布）は税込みの予算書ベースで、収入合計が28.8億円、支出合計は26.9億円、差引き1.9億円となります。収支の結果、損益計算では、消費税分を差し引きますので、純利益が1.0億円となり、内部留保資金等（第3の財布）へ積み立てをいたします。

続きまして5ページをお願いいたします。収益的収支の令和5年度当初予算額との比較となります。

6 ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入合計が10.6 億円、支出合計は22.4 億円となります。収入につきまして、先日の議案質疑でご質問がございました点について、説明をさせていただきます。収入の企業債につきましては、水道事業における管路や施設設備に要する費用の財源として借入れを行う予定としているものでございます。また、補助金につきましては、国庫補助金及び他会計補助金となります。議案質疑でもございましたこの他会計補助金は、「簡易水道の建設改良に要する経費（元金償還分）」及び「児童手当に要する経費」に係る一般会計からの補助金となっておりますが、どちらも交付税措置のある基準内繰入となっております。この基準内繰入につきましては、地方公営企業繰入金通知に基づいたものとなっております、地方公営企業の現状に鑑み、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計が繰り出す内容となっております。資本的収支、この第2の財布の不足額が11.8 億円となり、この分につきましては内部留保資金からの補填とするものでございます。

続きまして7 ページをお願いいたします。資本的収支の令和5 年度当初予算額との比較となります。

8 ページをお願いいたします。内部留保資金等（第3の財布）、企業債残高及び当期純利益の推移でございます。グラフの下の表に記載しておりますが、令和6 年度は1.0 億円の純利益を見込んでおります。なお、参考としまして、経営戦略における令和6 年度計画値を表記しておりますが、令和6 年度当初予算と比較しますと、物価高騰等により純利益が1.5 億円減少しており、厳しい経営状況となっております。

9 ページをお願いいたします。令和6 年度の主な事業としましては、「津原導水管布設替工事」外で、管路の工事などを実施します。こちらも先日の議案質疑でご質問がございましたが、この津原導水管布設替工事の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。

公営企業会計当初予算資料の29 ページをお願いいたします。こちらのほうに図面のほうをお示しさせていただいておりますが、津原導水管は、久保白ダムから上水道施設や農業用水施設への導水路として、口径1200 ミリのコンクリート管で整備されましたが、布設から50 年以上が経過しており、更新基準年数の40 年を超えておりますので、今後の維持管理面やコスト削減も考慮し、上水道並びに工業用水専用管として、既設導水管から口径500 ミリで分水し、別ルートでの更新（布設替）を3 年計画で実施する予定でございます。また、太郎丸浄水場において、これまでに実施した事業についてご質問がございました、太郎丸浄水場における直近5 か年の主な事業としましては、令和3 年度から4 年度にかけて実施いたしました「太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設工事」で、事業費5 億1135 万円となっております、答弁をさせていただきました5 か年事業費の6 億5 千万円の大半を占めております。この工事は、取水した原水に高濃度の臭気物質が検出されたため、粒状活性炭処理方式の高度浄化処理で、臭気物質を除去するための設備を整備したものでございます。このことにより、これまで同様おいしい安全な水をご提供できているものでございます。

補足資料に戻っていただきまして10 ページをお願いいたします。令和6 年度の新たな取組でございます。現在進めております水道施設などの最適化の検討結果を踏まえ、総務省からの要請による経営戦略の見直しや、事業の経営分析等に関する指導・助言を求めるなど、公営企業の経営に関する事項を総合的に検討し、改善する取組として、「飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託」を行います。実施期間は、令和6 年度から3 年間にわたり実施するものでございまして、経営戦略の見直しに係る計画策定や、財務分析等の業務の標準化を図り、今後の事業運営を効率的、効果的に実施する取組としてまいります。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」について補足説明をいたします。資料2「令和6年度飯塚市工業用水道事業会計予算」をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。令和6年度の業務の予定量は、契約件数は6社で、年間総給水量は13万305立方メートルを見込んでおります。

3ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が5711万円、支出合計は5708万円となり、差引き3万円となります。収支の結果としまして、損益計算では、消費税分を差引きますので、純利益がゼロ円となります。

4ページをお願いいたします。収益的収支の令和5年度当初予算額との比較になります。

5ページ目をお願いいたします。資本的収支は、収入合計が9077万円、支出合計は9210万円となり、不足額が133万円となっております。不足額は、内部留保資金等から補填をいたします。

6ページをお願いいたします。資本的収支の令和5年度当初予算額との比較になります。

7ページをお願いいたします。内部留保資金等の推移でございます。

8ページをお願いいたします。令和6年度の主な事業としましては、先ほども説明させていただきました津原導水管更新事業でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算」について補足説明をいたします。資料3「令和6年度飯塚市下水道事業会計予算」をお願いいたします。

2ページ目をお願いいたします。令和6年度の業務予定量は処理件数2万5213戸、年間

総処理水量、672万879立方メートルとしております。

3ページ目をお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が22.2億円、支出合計は21.3億円、差引き0.9億円となります。収支の結果、損益計算では、消費税分を差引きますので、純利益が0.8億円となり、内部留保資金等へ積み立てをいたします。

4ページ目をお願いいたします。収益的収支の令和5年度当初予算額との比較になります。

5ページ目をお願いいたします。資本的収支につきましては、収入合計が4.3億円、支出合計は、11.4億円となります。資本的収支の不足額が7.1億円となり、内部留保資金等から補填をいたします。

6ページをお願いいたします。資本的収支の令和5年度当初予算額との比較になります。

7ページをお願いいたします。内部留保資金等の企業債残高及び当期純利益の推移でございます。グラフの下の表に記載しておりますが、令和5年度は0.6億円の純利益を見込んでおります。なお、参考としまして、経営戦略における令和6年度計画値を表記しております。

8ページをお願いいたします。令和6年度の主な事業としましては、施設整備事業として目尾鯉田汚水幹線管渠布設工事等を実施いたします。

9ページをお願いいたします。令和6年度の新たな取組でございます。水道事業同様、総務省からの要請による経営戦略の見直しや経営分析等に関する指導・助言を求めるなど、公営企業の経営に関する事項を総合的に検討し改善する取組として、「飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託」を行います。下水道事業では、汚水処理事業特別会計の地方公営企業法の適用に向けた検討も行うこととしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」について補足説明をさせていただきます。資料4「令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」をお願いいたします。

2ページ目をお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が5.7億円、支出合計は5.6億円となります。収支の結果、差引き0.1億円となり、病院事業ではこの金額が純利益となりますので、前年度からの繰越欠損金の埋め合わせを行います。この欠損金につきましては、議案質疑の中でご質問がございましたが、現金の支出を伴わない減価償却費等による経費の不足額が損失となっておりますのでございます。病院事業会計では、損失金が累積しておりますが、現金の支出を伴わないため、資金不足につながるものではございません。

3ページ目をお願いいたします。収益的収支の令和5年度当初予算額との比較になります。

4ページ目をお願いいたします。資本的収支につきましては、収入、支出ともに、合計は2.4億円となります。

5 ページ目をお願いいたします。資本的収支の令和5年度当初予算額との比較となります。

6 ページ目をお願いいたします。令和6年度の主な事業としましては、職員宿舍解体工事設計業務委託、市立病院における小児科休日・夜間診療に係る委託を実施することとしております。小児科休日・夜間診療の事業概要としましては、令和6年4月1日から、飯塚市立病院の小児科におきまして、飯塚医療圏における小児科休日・夜間診療の一次救急医療を対応することとなりました。開設時間につきましては、平日の診療時間は19時30分から22時30分まで、土日祝日の診療時間は16時から22時30分まで。年末年始の昼間の診療時間につきましては14時から17時30分まで。年末年始夜間の診療時間は、18時から22時30分までとなっております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 10:57

再開 11:05

委員会を再開いたします。

「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」について補足説明をいたします。

議案書56ページをお願いいたします。本議案につきましては、コロナ融資等により債務超過となる中小企業者等の増加が見込まれますことから、令和4年3月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が制定されたことに伴いまして、中小企業の事業継続と雇用の維持を後押しするため、独自融資制度を持ち、保証協会と損失補償契約を契約している自治体に国から関係条例の整備を要請されております。この条例を制定する効果につきましては、資料の1ページ③に記載しておりますとおり、早期に事業再生に取り組むことにより、倒産回避と債権回収の最大化につながります。また、本市の独自融資制度としましては、令和2年度に実施しました法人300万円、個人事業主150万円を貸付限度とした飯塚市事業継続応援資金融資が対象となりますが、本制度融資は据え置き期間を5年間設定しておりましたので、据置き期間をご利用されている事業者の本格的な融資の返済開始が令和7年度となりますことから、今回の定例会において条例議案を上程しております。

次に、資料2ページ目をお願いします。このガイドラインにおいては、将来において継続的に収入見込みがある債務者が、事業再生を目的として債務の圧縮を求めることができます。ここで対象となります事業再生につきましては、図の右側に記載しておりますとおり、準則型私的整理を行う中小企業者で、根拠法令に基づき制度化され、公正中立な第三者が関与して作成

される事業再生計画のみが対象となります。この中で、債務圧縮を伴います事業再生計画の承認に当たっては、求償権の放棄が必要となります。本市としましても、事業再生計画が提出されてから1か月間で承認の可否を判断する必要がございますが、本来であれば、債権の放棄のため議会の議決が必要となりますことから、国からの要請であります、条例に特別な定めを行い、自治体の長限りで求償権放棄の承認が行えるように、本条例を制定するものです。なお、求償権を放棄した場合には、直近の議会で報告することとしております。

次に、資料3ページ目をお願いします。私的整理の流れとしましては、中小企業者が事業再生に着手する場合、保証協会を通じて市に連絡があり、その後、公正中立な専門家や専門機関を交えて作成された事業再生計画に基づき、債権放棄の正式申請が保証協会に提出され、保証協会の応諾を経て日本政策金融公庫及び自治体に求償権放棄の承認を求められることとなります。この再生計画提示後、約1か月で承認の可否を決定することとなります。

最後に、県内で保証協会と損失補償契約を締結している自治体は福岡県をはじめ8自治体あり、そのうち、既に条例を制定している自治体が6自治体あります。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の59ページをお願いいたします。本条例は、令和4年2月に策定いたしました飯塚市公園等ストック再編計画に基づき、公園等の適正配置や、用途変更に伴う効率的な利活用を図るため、菰田児童遊園を廃止するものでございます。なお、今回の廃止に当たり、地元自治会長及び菰田地区自治会長会会長に具体的な説明を行い、理解を得ております。

議案書の60ページをお願いいたします。先ほど説明いたしました菰田児童遊園の廃止に伴い、別表2の表中右側に記載しております、名称「菰田児童遊園」、位置「飯塚市菰田136番地7」を削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上水道課長

「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の62ページ及び63ページの新旧対照表の資料をお願いいたします。飯塚市水道事業給水条例の一部改正につきましては、令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律において、水道法の一部が改正され、水道法等による権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、第9条第1項、第35条第2項及び第43条第1項第1号について、厚生労働省令を国土交通省令へ改正するものであります。なお、施行日は令和6年4月1日から施行としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」についてご説明いたします。まず、土木管理課職員が起こした事故について、市に損害を与えましたことについて、深くおわび申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。本案は、地方自治法第96条1項第12号及び13号の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。さきの12月議会において、物損賠償についての専決処分の報告をいたしておりましたが、今回は人身賠償についての提案でございます。本件事故は、令和5年4月24日月曜日午後3時10分頃、土木管理課職員が公用車で道路パトロール中、幸袋の県道448号線の交差点において、赤の点滅信号に従い一旦停車した後、中方面より左折しようとして進入したところ、同交差点の幸袋方面から、川島方面に向けて直進してきた相手方の車両左側面部に市車両の右前面部が接触し、相手方を負傷させたものです。損害状況は、人身傷害として相手方に頸椎捻挫、左肩関節捻挫、腰椎捻挫でございます。事故の原因は、職員が交差点に進入する際に、十分な目視確認を行わなかったことでございます。事故によります市の過失は95%で、示談が成立しておりますが、相手方の人身賠償は118万9432円で、内訳としましては、

治療費 59万6352円、慰謝料等 59万3080円となっております。これは自動車損害賠償保障法及びその支払いの基準により、早期被害者の救済の観点から、120万円までの範囲において、過失相殺は行わず、加害者が優先的に全額補填することの適用を受け、市が負担することによります。なお、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後もこのような事故が起きないように、さらに指導の徹底を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○庄内支所経済建設課長

「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の72ページをお願いいたします。本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるために提案するものでございます。本件事故は、令和5年10月13日金曜日午後3時40分頃、飯塚市綱分地内、庄内支所駐車場内におきまして、庄内支所経済建設課職員が市道の現地確認に向かうために、駐車中の公用車を後進した際、後方に駐車していた相手方車両の左前部に接触し、バンパー等を損傷させたものでございます。この事故による和解につきましては、市の過失割合が100%であり、損害賠償額67万5千円を相手方に支払うものでございます。損害賠償額の内訳といたしましては、車両修繕料が46万円、代車費用21万5千円となっております。なお、双方とも人身傷害はございませんでした。今回の事故でございますが、後進時の後方確認を十分に行わなかったことが大きな要因であり、今後このような事故が起らないよう、当該職員はもとより、ほかの職員に対しましても、安全確認、危機管理意識に細心の注意を払って業務に当たるよう注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

今回、当課職員が起こしました事故により、市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第34号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決をいたします。「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通

事故)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」について、補足説明させていただきます。

議案書74ページをお願いいたします。市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止及び認定するに当たり、同法第8条2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は1路線、延長49.1メートルで、改めて市道として認定する路線は1路線、73.4メートルでございます。市道廃止路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、路線の見直しに伴い、市道を廃止し、市道認定路線明細の左端に記載しております一連番号1番は、改めて市道として認定するものです。今回の事務手続につきましては、市道路線の起点もしくは終点のどちらか、またはそのいずれかを変更する場合は、旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手続が必要となるため行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

すみません、1点だけ。これは同じ場所の道路を拡幅されたということですか。

○土木管理課長

1部分は旧路線であり、1部分は新設路線を終点から24.3メートル新設しております。

○瀬戸委員

当初のところは5.6メートルの幅員なんですけど、今回6.7メートル。全体的に広がった、隣の家とかを買収されて広げたということですか。

○土木管理課長

県道から楽市小学校前の路線までは改良いたしておりません。楽市小学校の中の24メートルに関しては、6メートルの新設道路になっております。

○瀬戸委員

ここは多分楽小学校跡は、住宅メーカーさんがお買いになって開発を進められるはずですけど進入路の5.6メートルというのは、これ開発の際に問題はないんですか。

○土木管理課長

今回の開発で許可を得ていますので、問題はないと思っております。

○瀬戸委員

開発においてその県から言われない、6メートルの道路に接しないといけないと言われてるんですけど、その辺はクリアされているということですか。県のほうはそれでいいということ言われているわけですか。こういうことは開発でちょこちょこあるんですけど、6メートルないと絶対県は駄目というんですけど、今回の場合は、中に入ったところは6.7メートルだったけれど、手前のほうは5.6メートルということで、公道から6メートル接してはないですよ。中に入れば6.7メートルに広げたということで、それで県のほうはどういうことでオーケーが出たんですか。

○都市建設部長

今おっしゃられる開発行為については、県の基準に従って許可を出すところでございますけれども、今回、建築基準法に係る接道につきましては、県道を接道というふうに捉えております。

それまでの幅員は、建築基準法で言えば最低4メートルが必要になってくるんですけども、今、拡幅を行わない、この既存の道路は4メートル以上あります。それから先につきましては、開発基準に従って6メートルの幅員を確保すると。その中で、市道認定につきましては、一体的に1路線を市道認定するものでございます。

○瀬戸委員

そうなると県のほうは、開発許可はそれで問題ないということを行っているわけですね。分かりました。勉強になりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。

採決いたします。「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第36号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第36号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。

議案書77ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は5路線、482.5メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から4番の路線は開発帰属により、路線認定を行うものです。路線箇所は78ページ、79ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号5番の路線は寄附採納により、路線認定を行うものです。路線箇所は80ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。

採決いたします。「議案第36号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 11:28

再開 11:28

○副委員長

委員会を再開いたします。

田中英美委員から、「長崎街道内野宿の観光振興について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。田中英美委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。田中英美委員に発言を許します。

○田中英委員

今回の所管事務調査につきましては、内野宿の現状や課題を浮き彫りにして、今後の観光振興を図っていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として、「長崎街道内野宿の観光振興について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「長崎街道内野宿の観光振興について」を議題といたします。田中英美委員に質疑を許します。

○田中英委員

ここで資料要求をお願いいたします。内野宿長崎屋管理棟など、運営状況の経緯やコロナ禍前に内野宿で開催されたイベントの状況等が分かる資料があれば、お願いいたします。委員長において、取り計らいいただきますようお願いいたします。

○副委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま田中英美委員から要求がっております資料は提出できますか。

○商工観光課長

はい、提出できます。

○副委員長

お諮りいたします。ただいま田中英美委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 11：32

再開 11：32

委員会を再開いたします。資料をサイドボックスに掲載いたしましたので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○田中英委員

内野宿長崎屋に関しましては、コロナ禍後の現在の状況をお尋ねいたします。

○商工観光課長

令和元年以降について説明させていただきたいと思います。

資料1をお願いいたします。コロナ禍前の令和元年10月に開催されました「長崎街道 内野宿 街道まつり」の資料となります。この祭りでは、内野宿の活性化のため、飯塚宿で開催されております「筑前の國 いいつか街道まつり」と連携し、同日開催したもので、飯塚宿に合わせ、内野宿も一緒に掲載したチラシでございます。当時のお祭りの様子が分かります写真も添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。またこのお祭りにおきましては、長崎街道内野宿及びその周辺にて時代仮装行列や、特産品販売、和太鼓演奏などが行われ、多くの人でにぎわっておりました。しかしながら、令和2年以降コロナ禍となり開催が見送られております。

次に、資料②をお願いいたします。令和2年以降コロナ禍において内野宿長崎屋に関しましては、一般社団法人内野地区活性化協議会に対し、内野地区の活性化事業と観光事業の拠点として、使用することを条件に、令和2年4月1日付にて土地建物の賃貸借契約を締結しておりました。しかしながら、令和3年3月31日をもって契約が終了した後、管理員が内野宿長崎屋の管理棟を不法に占有しておりましたことが判明し、令和4年9月に裁判所へ建物明渡等を求めて訴訟を提起し、判決に基づき、明渡強制執行の手続を行っておりました。この段階で令和5年6月に管理人（不法占拠人）が死亡しております。現在弁護士に依頼し、相続人の調査を行い、その後、明渡手続を行っている状況で、弁護士の見解では令和6年夏頃、手続が完了する見込みとなっております。以上です。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中英委員

弁護士と裁判所との協議が必要であり、時間がかかることは十分理解できるところであります。その手続が完了した後の活用方法についてはどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○商工観光課長

内野宿に関しましては、旧長崎街道の宿場町の面影を残す建物や、大イチョウなどもあり、内野地区活性化のために必要な観光資源が多く存在しているものと考えております。質問委員の言われます内野宿長崎屋の今後の運営方法につきましては、長崎屋の活用に限らず、筑穂地区の活性化について、筑穂支部自治会長や、筑穂地区まちづくり協議会など、地元と十分に協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中英委員

コロナ禍前の令和元年に開催しました「長崎街道 内野宿 街道まつり」では、「筑前の國 いづか街道まつり」と連携を図り、長崎街道長崎屋・内野宿展示館について、飲食店の出店等があり筑穂地区が一体となったイベントを開催して、大盛況であったところでございます。

飯塚市過疎地域持続的発展計画の30ページに観光の現状と課題、また同じく31ページにその方策が明記されているところでございます。管理棟の手続が終了したら、文化の継承や過疎地域の活性化としまして、地域の特性を生かした活性化の起爆剤として、今後のイベントの開催というのを大いに期待をしておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。質問を終わります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:37

再開 11:37

○委員長

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申出があ

っております、報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定をいたしました。

「ミッドナイトオートレースの開催時間延長について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「ミッドナイトオートレースの開催時間延長について」のご報告になります。ミッドナイトオートレースは従来、最終レースの発走時刻を23時30分として開催しておりますが、このたび、関係団体、地元自治会及び警察署等と調整を行い、開催時間を延長することが可能となりましたので、一部の開催について試行的に、発走時刻を変更することといたしました。今年度につきましては、3月4日から6日及び3月11日から13日開催のミッドナイトオートレースを従来の時刻より10分繰り下げ、最終レース発走時刻を23時40分とし、3月20日から23日の開催を、従来から1時間繰り下げて、最終レースの発走時刻を24時30分として開催することとしております。23時30分以降は他の公営競技と競合しないため、大幅な売上げの拡大が期待できることから、次年度につきましても引き続き実施する予定でございます。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第2次飯塚市観光振興基本計画【改訂版】(素案)の策定について」、報告を求めます。

○商工観光課長

平成30年9月に策定しました第2次飯塚市観光振興基本計画につきましては、計画期間2027年までの10年間としておりますが、コロナ収束に向かう観光需要の回復期における社会情勢やニーズの大きな変化に対応するため、感染症が5類に引き下げられた今年度、計画の見直しを進めております。現在までに附属機関であります飯塚市観光振興基本計画策定委員会で2回の審議を経まして改訂版(素案)を作成しておりますので、その内容を報告させていただきます。

資料1をお願いいたします。左上の1番、策定委員会の開催状況につきましては、令和5年11月から策定委員会を2回開催しまして、下段の表に記載しております6つの基本方針は変更せず、目標を下回っているあるいは未着手となっております表中では三角、バツと記載しておりますが、11項目について計画の内容を見直すこととしております。なお、11項目につきましては資料中段の黄色に網かけしている取組となります。

次に、基本計画2番、資料の中段の上、基本計画の見直しの視点としましては3項目掲げておりまして、1つ目としましては観光案内所機能を持った拠点づくり、2つ目は、大学生と連携し、SNS等を活用した情報発信の仕組みづくり、3つ目としましては質の向上を重視した観光地づくりとしております。

その視点を踏まえまして、3 今後の飯塚市の観光につきましては、まず本市における観光客の定義としまして、通勤や通学以外の目的を持って本市を訪れる人と位置づけ、観光客のニーズを検証し、人とモノ、あるいは人と人をつなげることが重要だと考えております。このことを踏まえ近畿大学の学生からの提案で観光キャッチフレーズとしまして「ヒトトコネク」を設定しております。このキャッチフレーズの下、施設や自然、イベントなどの観光資源と、観光客をつなぐことで、訪れた人が新たに自分の好きなことや好きなものを見つけ、何度も訪れたい楽しみができる飯塚推しの観光客を増やしていきたいと考えております。

このような視点、今後の飯塚市の観光の在り方を踏まえまして、11の取組の変更項目を黄

色で着色しておりますが、将来的な目標を含め現実的な内容に修正しております。調査、修正、変更の詳細については説明を割愛させていただきますが、主に観光入込客数などの数値について直近分までを記載、また、アンケート調査結果を基に観光動向の分析、最後に、具体的な取組としまして、大学生による情報発信の仕組みづくりなどを記載しております。詳細につきましては資料の2及び資料の3に新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。なお、この素案につきましては、令和6年3月12日まで市民意見募集をしております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

全体をよく読んでないから、ちょっと細かいことが分からないんですけど、観光について、ちょっと観光って何なのかなというふうに思うんですけど、例えば福岡のほうから八木山峠を通ってきますね、バイパスじゃない旧道を。あそこに展望台がありましたよね。展望台から飯塚市は全体が見えるはずなんですよ。けど、全体が見えますか。見たことはありますか。あそこにたしか、観光協会かどこかが持っている施設がありましたけれど、その施設が老朽化して廃止しましたよね。トイレ等ありましたけれど。そして、そこは二階建てでちょっと高かったから、見晴らしがよかったと思うんですけどね。今その建物も壊しましたよね、たしか。そしてあそこにわざわざ金属で作った鐘がありますよね。観光の地として聞くものです。モニメントみたいなものを作って、努力されていたんですけど、その鐘は残っているんですけど、あそこから市内が見えますか。見たことありますか。場所は分かりますか。

○商工観光課長

旧八木山展望台でのことだと思いますけれども、そちらについては私も、飯塚市を見渡したことはございますが、全域が見られるかというところでもないかと思えます。

○道祖委員

観光行政でいろいろやりましょうというのは結構なんだけれど、飯塚市は、あそこから大体開けてぱっと見えるんですよ、見えていたんですよ。ところが、道路の反対側に民地があって、木が茂っているんですよ。それが遮って見えないんですよ。だから、何をもって観光と言っているのかなというふうに単純に思うわけなんですよ。建物を見せるのが観光なのか、自然全体を見せるのが観光なのか。飯塚市全体、今はキャンプとかいろいろ流行っていますから、自然とか言ったときに、やはりそういうお客様の立場というか、そういう人の視線から立ってみて、あそこは見えるところなんですよ、展望台ですよ、だけど、行ったら見えないと。一度指摘したことがあるんですよ。すると、あれは民地だから木は切れませんということなんですよ。であるなら、どうするかという工夫をするとか、やはりそういう見直しをしないと、いくら計画を作ったって、お客様の立場になってやらないと駄目なんじゃないかなと思います。

それと史跡とかいろいろありますけれど、十分インバウンドというんですか、お客さんが来て泊まってもらってどうだこうだという、4時間以上滞留しないと駄目だとかありますよね、たしか。観光行政においては、滞留を4時間以上したらそのまちに宿泊してくれるとか、時間は忘れましたが、ありますよね、そういう統計か何か。そういうふうにさせるとするならば、どういう観光ルートを作るのかということとか、そういうことはもう考えられたものがここに記載されているんでしょうけれど、ぱっと見たときに、観光のルートとかそういうのが、ぱらぱらとめくっただけですけど、見えないからですね。そういうやつをやはり具体的に見えるようにしないと、どこを売ろうとしているか分からないんですよ。どこを売ろうというのは、どこにお客様が来て、お客様が見たいところはどこなのかというのをちゃんと把握して、見せようとする努力をしているのかなというのがよく分からないと思うんですよ。後で詳し

く今日頂きました資料は読ませていただきますけれど、また再度、意見を言わせていただきたいと思います。今日はこの程度にしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今、道祖委員も言われたんですけど、飯塚市で文化財的に、観光として見に行くというようなところはもう、皆さん御存じのとおり限られているじゃないですか。本当にそれで観光事業を盛り上げていくことができるかとなったら、ちょっと難しいんだろうと思うんですね。

以前、相当前ですけど、レク・リゾート構想という県がつくったやつを見たことあったんですけど、いわゆる下の南蔵院辺りに、年間120万人が来ているけど、八木山まで上ってない。片や宗像のほうは今もう道の駅みたいなものができて、やはり海がありますので、すごく人も多く来ている。それと宮若、温泉地があります。それを結んだレク・リゾート構想です。これを動かそうという構想が昔あったのを覚えているんです。そういう、やはり近隣の市町村と組み合わせてやらないと、飯塚市の文化財だけでは、とても観光で人を呼ぶとかいうことは難しいと考えています。以前、今ここにいらっしゃる委員さんたちと何人かで、近江八幡市に行ったときに、年金関係の施設を民間が買い取って、「たねや」というお菓子屋さんが、「ラコリーナ」という、すごい、森の中に何かお菓子作ったり、畑とかいろんなものがあつたりして、行ったら年間にそこに200万人来ると言われたんですね。そこはすぐ安土桃山城があるんですよ。桃山城の跡地には、年間30万人ぐらい。でも、そのすぐ近くの民間施設には200万人。観光バス等もしょっちゅう入れ代わり立ち代わり来てたし。飯塚市も千鳥屋さんとか、ひよことか本店があるわけじゃないですか。以前助役さんとかと話したことあるけど、そういう方々も一緒に考えてもらって、飯塚市に来ないと食べられない本店のお菓子とか作って、道の駅でもいいし、町の駅でもいいし、そういうものを含めたところで。それと一番僕が思うのは、忠隈のボタ山。再春館製菓、熊本ですかね、あそこがすごいイルミネーション施設で、車の末尾で偶数と奇数で分けて入らせているという、すごい量の観光客が来ると。観光客は夜に来ると、どうしても宿泊するから。そういうことも考えながら、僕、ボタ山も一大イルミネーション施設にしたらどうかと僕は思っているんですよ。どうせ住友はそのままもう扱えないわけですから。そういう、何か大きな仕掛けを考えていかないと、とても今の飯塚市の文化財だけでは観光行政が成り立つようなことはないと思います。そういうところも含めて、道祖委員もおっしゃったけれど、私も見せてもらいたいですけどね。何かそういう本当にお金をかけてやるんだったら、何か仕掛けを作っていくと。そうすれば、たくさんの方が来てもらえるのではないかなと僕は思っているんですけど、それも含めてこれから検討していただきたいなと思います。これは意見です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

先ほど道祖委員からも言われました八木山の展望台でございますが、今、あその施設にはもう出入りできなくなっていますよね、たしか。確認させていただきます。

○商工観光課長

はい、出入りできなくなっております。

○田中裕委員

できないということでございますが、飯塚市のホームページ、公園を見ましたら、八木山展望公園というのはそのまま残っております。これ2023年3月20日に更新をされた分でございます、1年ちょっと前ですね。ですが、この施設紹介の中に、近くには八木山展望公園、八木山展望台がありハート形をした巨大な鐘のモニュメント、幸せの鐘もありますと、このよ

うに紹介をされておりますが、今、そこに立入りもできないということであればこのホームページあたりも更新するべきではないかと思っておりますので、この点はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長

ホームページ等につきましても情報発信への貴重な方法であると認識しております。そのような面からも、常に最新の情報というのを提供してまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚駅駅舎及び自由通路の整備について」、報告を求めます。

○都市計画課長

「飯塚駅駅舎及び自由通路の整備について」、ご報告いたします。JR飯塚駅の駅舎及び自由通路の整備につきましては、今年度末の設計完了に向け、JR九州と協議を進めているところでございます。令和4年3月に策定いたしました飯塚駅周辺地区整備基本計画において、駅舎の構造形式につきましては、景観性や動線、コスト等を検討し、JR九州と協議の上、決定することとしておりました。JR九州との協議の結果、駅舎の構造形式については、現在の西口駅舎に加え、新たに整備する東口広場側にも駅舎を設ける地平駅舎、これは平屋建てでございますが、の東西両側改札駅とし、その両側改札口への移動は自由通路を利用する形式となりましたので、ご報告させていただきます。

資料のデザイン案にて説明いたします。資料の飯塚駅駅舎自由通路西口側デザイン案をお願いいたします。現在の西口駅舎を利用する際は、歩道と駅舎の敷地に段差があるため、階段のみの利用となっておりますが、今回新たに整備するスロープ、階段、そして両階段の中央に新設されるエレベーターのいずれかを利用することにより、誰もが駅舎・自由通路を快適に利用できるようになります。向かって右側の飯塚駅と書かれた、平屋の建物が新駅舎になります。中央に見える線路をまたぐ建物が自由通路になります。この自由通路を利用することにより、駅東西の円滑な利用が可能となります。

次に資料の飯塚駅駅舎・自由通路東口側デザイン案をお願いいたします。正面の飯塚駅と書かれた平屋の建物が、今回新たに新設される駅舎になります。例えば、東口から博多方面に向かう場合には、今回新設される東口の改札を通過して、直接、ホームへ行くことができるようになり、利便性の向上が図れることとなります。このようなメリット面からこういったこの形式とすることで、JR九州と合意できましたので、整備を進めていきたいと考えております。なお駅前広場を含め飯塚駅関連の整備工事につきましては、来年度から着工し、令和8年度の供用を目指してまいります。

以上、簡単ではございますが、飯塚駅駅舎及び自由通路の整備についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

このデザイン案、ちょっと分かりにくいんですが、現在表側、これは西口側のデザイン案でいいと思うんですが、そうですね。

○都市計画課長

そのとおりです。

○田中裕委員

今現在は、東側がありませんから西側だけですよね。この階段を何段かとんとんと上がっていったら駅舎があって、そこで切符等を購入してホームに入ると。新しい駅のデザインと

しては、駅舎が、通路を渡って東側になるということですか。

○都市計画課長

駅舎と改札につきましては、西口と東口両方にできるという形になります————。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 12:00

委員会を再開いたします。

○田中裕委員

1点だけ確認。今現在は、北九州方面に行く上りの電車は、何て言うか、これ跨線橋は渡らずに乗れておりましたが、新しいデザインの駅もそうですね。そして逆に東側から来られる方は、博多駅方面の電車は跨線橋を渡らずにそのまま乗れると、このような認識でよろしいですか。

○都市計画課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「遠賀川中流流域下水道への接続可否の検討について」、報告を求めます。

○下水道課長

「遠賀川中流流域下水道への接続可否の検討について」、報告いたします。

1ページの1番の背景と目的をお願いいたします。本市の公共下水道事業は、昭和49年4月に供用開始し、生活環境の保全と公共水域の改善を図るため、事業推進に努めてきましたが、人口減少に伴う有収水量の減少や終末処理場、管渠等の施設の老朽化が進んでいることから、令和3年3月に飯塚市下水道事業経営戦略や、飯塚市下水道ストックマネジメント計画を策定し、効率的で健全な経営や改築更新を進めているところです。将来にわたって事業を継続するために、広域化・共同化への推進が求められている中、遠賀川下流域には直方市、宮若市、小竹町が接続している福岡県の遠賀川中流流域下水道があり、この流域下水道への接続が選択肢の一つとして挙げられております。本市において流域下水道への接続の可否は、重要な経営判断であり、今後の経営戦略やストックマネジメント計画に影響を及ぼすため、既存の終末処理場の更新に対し、流域下水道への接続は有利であるか否かについての検討を行い、流域下水道への接続に対する方向性を決定することを目的としております。

2番の下水道の概要をお願いいたします。2ページの図面も併せてご参照ください。飯塚市公共下水道は昭和49年度に供用開始、標準活性汚泥法にて処理しております。全体計画処理能力は1日当たり3万800立方メートルで計画し、現在の日最大処理能力は3万立方メートルであり、流入実績は、令和3年で日最大で2万2162立方メートル、日平均で1万5227立方メートルとなっております。また直方市にある遠賀川中流下水道は、平成18年度に供用開始、嫌気無酸素好気法にて処理をしており、17年が経過しております。全体計画処理能力は1日当たり2万8700立方メートルで計画しており、現在の日最大処理能力は8200立方メートルであり、流入実績は令和3年で、日最大で7137立方メートル、日平均4382立方メートルとなっております。飯塚市の日平均汚水量は、流域下水道の約3倍となっている状況です。

3番の検討条件といたしましては、遠賀川中流浄化センターへの処理能力アップとして、全体計画能力の日当たり2万8700立方メートルに、飯塚市公共下水道の3万800立方メー

トルを接続し、5万9500立方メートルとしております。2ページ、図1の赤の線になりますが、遠賀川中流流域下水道センターへの送水施設として、圧送管直径600ミリで、延長1万7370メートル、2場間で3万4740メートル、点線で囲った部分で、河川横断管、直径2200ミリを3か所、合計で530メートル、Pと表記した部分になりますが、汚水中継ポンプ場1か所で計算しております。また、現終末処理場の改築費として、汚水ポンプ場新設等を考えております。

4番の検討結果をお願いいたします。①の建設費において、遠賀川中流流域下水道に接続と終末処理場の更新において、建設費、維持管理費を市負担ベースで比較検討した結果、建設において終末処理場の更新費が63億円となり、流域下水道接続においては中流浄化センターへの増設費や圧送管中継ポンプ場新設費で53億円となり、終末処理場の更新のほうが10億円高くなります。また、図下右辺りに建設費を表記しておりますが、交付税措置を考慮し、持続的な雨水処理システム構築に向けた福岡県構想マニュアルに基づいた耐用年数を用いて計算しており、終末処理場更新の年当たり建設費は1億1千万円、流域下水道接続の年当たりの建設費は6千万円となっております。②の維持管理につきましては、実績値から算出しており、終末処理場の更新が年当たり2億4千万円で、流域下水道接続の年当たり7億5千万円より年当たり5億1千万円有利となっております。検討結果としましては、建設費と維持管理費を年当たりで合計したコストにつきましては、終末処理場の更新が年当たり3億5千万円に対し、流域下水道の年当たり8億1千万円となり、終末処理場の更新のほうが年当たり4億6千万円有利であることが判明しました。

2ページをお願いいたします。右側の上段の図面は、流域下水道に接続した場合の現在の飯塚終末処理場に緑色の流域下水道に送るポンプ場を新設する図を示しております。右下図は流域下水道接続した場合の処理施設の増設の配置を示しており、用地としては約5ヘクタールが必要であると考えております。検討の結果としましては、流域下水道に接続するには距離があることや、河川横断が3か所あり、圧送管新設に費用を要することや、飯塚市の雨水量も多く、維持管理費も要し、終末処理場の更新のほうが有利であることが判明したことから、今後は飯塚市下水道事業経営戦略や、飯塚市下水道ストックマネジメント計画に更新を反映させ、計画的、効率的に事業を進めていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

ただいま説明をされましたけど、これは流域下水道事業団ですよ、今説明されていたのは、広域下水道の隣接式の直方、鞍手とか全部入っている。これは全国下水道事業団というのが大きな本元であるんですよ。御存じですか。

○下水道課長

今ちょっと話は分かりませんが、今回の策定は県主導の広域化・共同化に基づいてやっている傾向でございます。

○坂平委員

加入金はもう一度、言っていただけますか。これは広域に新しく入るんですよ。今、組織があるものに。

○下水道課長

加入ではなく、接続をしたほうがいいのか、処理場を建設したほうがいいのかを検討したものでございます。

○坂平委員

一番当初に、合併する前、飯塚市が単独でこの下水道事業を始めたときに、この下水道事業

団というのに加入をするかしないかというときに試算をした場合に、加入したら莫大な金額がかかると。全国下水道事業団というのがあるわけです、組織が。どこの地域をしようと、この負担金というのが発生するんですよ。その辺り、もう少し勉強されたほうがいいと思いますよ。調査してもらって。これを実際に、今から先を考えて加入するとするならば、ここの部分だけ見ると安く上がるかもしれません。今逆に合併浄化槽に特化して推進を進めてあるわけでしょう、下水道事業については。これが実際に加入してするということになると、1市4町合併したところ、これは全域全部下水道が通せるんですよ。中継ポンプ場もこれを広域のほうから事業を認められれば、負担金だけでいいわけですからね。ここが大本で事業をやるわけですから、負担金としては安いですよ。でも、これが逆によその地域の事業をするに当たっても飯塚市が負担金を払わなきゃならないわけです。だからその辺り少し、調査をしてください。要望しておきます。

○委員長

要望ということでございますので、調査をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「飯塚市汚水処理構想について」、報告を求めます。

○下水道課長

汚水処理構想についてご報告いたします。

1ページの1番の汚水処理構想の目的や、汚水処理人口普及率について説明いたします。

「1-1汚水処理構想とは」をお願いいたします。持続的な汚水処理、システム構築に向けて各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理を計画的に実施するために策定するものであります。

「1-2汚水処理人口普及率とは」をお願いいたします。汚水処理人口普及率とは、汚水処理状況の指標となる値であり、行政人口に対する汚水処理施設の整備済み人口の割合を示したものになります。飯塚市における汚水処理の手法は、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、大型浄化槽、個人設置型の浄化槽の5手法となっております。表2に示しておりますが、福岡県全体で概成年度、汚水処理人口普及率95%を令和7年度としており、令和4年度末で94.3%となっております。飯塚市の令和7年度概成年次での目標は85.88%としており、令和4年度末で実績値は83.88%となっております。令和7年度での推計値は86.94%となる見込みで、目標値を上回る予定となっておりますが、福岡県の概成基準年次である令和7年度末までの汚水処理の概成95%は困難な状況であります。

2ページの4番の計画フレームの設定をお願いいたします。「4-1計画フレームの設定」、①将来人口におきましては、長期目標である令和27年度において行政人口の設定値を10万4100人としております。表4で各指標での推計値を示しております。②の将来世帯数は、令和27年度世帯数を5万5668人としております。③汚水原単位量につきましては、1人が1日に排出する汚水量のことであり、表5に示すように汚水量を決定しております。

3ページの6番の検討単位区域の設定をお願いいたします。「6-1検討単位区域」につきましては、集合処理か個別処理を検討する上での一定の家屋集合体となっており、地形条件、家屋分布状況などの要因を再検討し、今回の検討では検討単位区域で304か所に設定しております。

7番の処理区域の設定をお願いいたします。「7-1処理区域の設定」においては、汚水処理事業の種類及び処理施設の系統から設定する集合体となっております。設定した検討単位区域を対象に、経済性などを基に、集合処理が有利か、個別処理が有利かを検討しております。

図4に経済性比較のイメージを示しております。

4ページをお願いいたします。①と②において検討単位区域内での個別処理費用である浄化槽建設費と維持管理費を合わせた費用と、集合処理費用である処理施設費と管渠費を合わせた費用を比較検討しております。その結果、集合処理区域15か所、個別処理区域289か所となっております。

次に③その他要因による検討を行っております。②までの検討において、集合処理が有利と判定された15か所において、以下の要件について検討し、集合処理区域としての取扱いについての検討をし、集合処理区域として取り扱わないものとしております。

5ページの④市営相田団地についてお願いいたします。集合処理区域として判定された市営相田団地につきましては、令和7年度よりの団地の建て替え及び公共下水道への接続を予定しているため、集合処理区域とするものであります。⑤飯塚市立病院につきましては、合併浄化槽により隣接するため池に処理水を放流していることから、病院施設という特性上の衛生面、浄化槽設備の維持管理・更新費を明星寺団地付近の既設管が近接しているという要因を踏まえ、公共下水道への接続を行うものとしております。以上のことを検討した結果、図6に示していますように、鯉田地区の市の間、浦田、愛宕の一部、相田地区の市営相田団地、弁分地区の飯塚市立病院の3地区を集合処理区域としております。

9番の整備計画の策定をお願いいたします。各事業における中期目標（令和17年度）及び長期目標年次（令和27年度）における整備・運営管理内容についてまとめております。①汚水処理人口普及率につきましては、令和4年度末、普及率83.9%、令和17年度、普及率89.4%、令和27年度、普及率94.1%を目標としております。②公共下水道につきましては、令和17年度において整備面積1606ヘクタール、整備人口5万7028人、令和27年度において整備面積1611ヘクタール、整備人口5万3596人を目標としております。

6ページの農業集落排水、コミュニティ・プラント、大型浄化槽をお願いします。この3地区においては現状維持とし、適切な運営を維持するものとしております。④浄化槽につきましては、令和17年度において整備人口4万3438人、令和27年度において整備人口4万3281人を目標としております。

7ページの9-3の前構想との比較をお願いいたします。表9において赤字で示しておりますが、今回の構想での令和27年度の目標値は、合計で1652ヘクタールとし、前回構想よりは189ヘクタール減となっております。次に整備人口につきましては、令和27年度の目標は合計で5万4682人とし、前回構想より5251人減となっております。個別処理浄化槽は、令和27年度の目標値は4万3281人で、前回構想から524人減。その他汲取り等6137人につきましては525人減となっております。行政人口につきましては、令和27年度の目標値は、10万4100人で前構想から6300人減、汚水処理人口普及率は94.1%としており、前構想と比較して0.1ポイント増としております。今後は公共下水道の面積を縮小し、浄化槽の整備を推進することで、汚水処理人口の普及率の向上を図っていきたくと考えております。

10番の市民関与と進捗状況の見える化につきましては、構想案の縦覧を市役所で実施し、市民意見を募集するようにしております。また市民意見募集につきましては令和6年3月に、2週間の期間を設け実施する予定とし、意見集約を4月に県のほうに提出する予定にしております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

すみません、1点。今回の鯉田地区の市の間、浦田、愛宕の一部、相田地区市営相田団地、

弁分飯塚市立病院のところ、集合処理区域ということで、これは大型合併浄化槽か何かを入れていくということなんでしょうか、ちょっと分かりにくかったから。

○下水道課長

今言われた箇所につきましては、公共下水道事業として整備する区域となると考えております。

○瀬戸委員

公共下水につなが込むということですか。分かりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回ご報告いたします工事は、上ノ浦林道災害復旧工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内土木一式工事のS等級またはI等級もしくはII等級に格付されている要件等を決定し入札を執行いたしました。次に入札の結果についてをご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、23者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5529万3700円、落札率85.03%で、有限会社小川土木工業が落札しております。なお本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定しておりますが、2者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

資料の2ページ、3ページに入札結果表を、4ページに工事の位置図を添付しておりますので、ご参照ください。以上でご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いします。

次に「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について」、報告を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について」、ご報告をいたします。行政経営戦略推進ビジョンにつきましては、前回ご報告させていただきました素案からの主な変更点についてご説明をさせていただきました。その後、プラン全体のうち本常任委員会が所管している項目についてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、前回ご報告の際に申し上げました市民意見募集でございますが、期間中に、6件10項目についてご要望や、ご意見をいただきました。中には制度的なご要望もございましたが、主なものをご紹介しますと、生成AIの活用や、自治会のデジタル化、公共施設の必要性についてのご意見や、スマートシティ飯塚はよいが、市民には理解しづらいので具体的な手段や方法、行動が必要ではないかななどのご意見をいただいております。市民意見等を踏まえまして、行政経営戦略推進審議会にてさらに議論を深めていただきました結果、主に次の点について変更いたしております。

資料1「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」の10ページをお願いいたします。素案では、目指す姿を、時代の変化も追い風に成長を続けるスマートシティ飯塚としておりましたが、スマートシティという言葉は市民には理解しづらく、国が使っているスマートシティと混同して

しまうのではないかと、などのご意見もございまして変更いたしております。「いつでも どこでも つながる 飯塚市」は、業務改善、改革において大きな役割を果たすデジタル技術の特徴でございます、時間や場所にとらわれずつながることができるという意味と、市民目線の改革によりまして、市民と本市がより一層つながっていくという意味を込めたものとなっております。また、具体的な目指す姿といたしまして、「誰もが快適に生活し、住みたいまち 住み続けたいまちとして選ばれている。」「飯塚市に愛着を持った職員が生き生きと働き、市民のために新たな価値を生み出している。」「様々なデータがつながり、多角的に利活用されることによって、あらゆる課題が克服されている」、の3項目を掲げております。

次のページをお願いいたします。目指す姿の実現を分かりやすく理解していただくために「つながる」をキーワードといたしまして、具体的なイメージをいくつか例示させていただいております。

次に、15ページをお願いいたします。成果指標でございますが、素案では市民意識調査における飯塚市のまちづくりの取組に対する満足度・重要度の行政経営分野の項目を資料といたしておりましたが、市民意識調査が毎年実施するものではないことから、適切ではないのではないかとのご意見もございまして、変更させていただいております。

市民目線の指標といたしまして、オンラインで完結できる手続件数と、窓口アンケートにおける満足度、市職員目線の指標として働き方改革に関する職員アンケートにおける満足度、財政的な指標として、経常収支比率を掲げております。なお、指標の一つとしております窓口アンケートでございますが、現在、全庁的な窓口アンケートを行っておりませんことから、現状を正確に把握するため、令和6年度に年間を通じたアンケートを実施した後、基準値及び目標値を決定したいと考えているところでございます。

また、前回の委員会報告の際にもご説明をいたしておりますが、今後、財政見通しを策定した後、成果指標を見直すことといたしております。

続きまして、プランについてご説明をいたします。資料2をお願いいたします。大分類、小分類として、ビジョンにおける改革の体系ごとに分類をするとともに、さらにプランの取組項目ごとに分類をした一覧になります。個別の取組項目名、その目的、内容及び目標となります。3年後の目指す姿を記載いたしております。全体では96項目に取り組むこととしておまして、経済部におきましては8項目、都市建設部におきましては6項目、企業局におきましては3項目に取り組むことといたしております。取組ごとの詳細につきましては説明を省略させていただきます。なお、本ビジョン及びプランの進捗状況につきましては、毎年、行政経営戦略推進審議会にて評価やご助言などを頂くとともに、その内容につきましては、議会にご報告をさせていただくことといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許しますが、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランにおける具体的な取組に関する質疑につきましては当委員会の所管に関するものとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

長時間にわたりご審議ありがとうございます。これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。